

宇部市地域包括支援センター 委託法人募集要項

令和元年（2019年）10月

宇部市健康福祉部 高齢者総合支援課

※ 南部圏域2センターの委託法人の募集要項の抜粋

4 委託期間

地域包括支援センター運営事業に係る委託期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間、福祉総合相談対応事業に係る委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とします。ただし、センターの公正かつ中立な運営を確保するため市が設置した宇部市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が、委託業務の実施につき著しく不相当と認めた場合並びに介護保険法及び関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託契約期間の満了日前に契約を解除できるものとします。

5 センターの名称

圏域に設置するセンターの名称については、下記の名称を正式名称及び通称として使用することとします。

圏域名	正式名称	通称
南部	宇部市南部第1地域包括支援センター	南部第1高齢者総合相談センター
	宇部市南部第2地域包括支援センター	南部第2高齢者総合相談センター

6 応募資格

介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に規定する老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的に設置された公益法人又はNPO法人に該当し、次の要件を満たす宇部市内に事業所を有する法人とします。

- (1) 応募する担当地域内にセンターを設置できること。
- (2) 市内において、介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ、3年以上の介護保険サービスの提供実績があること。
- (3) 平成31年4月1日現在、市内の他の圏域において、センターの設置・運営を受託していないこと。
- (4) 応募締切日において、市税の滞納がないこと。
- (5) 法第115条の22第2項各号に掲げる事由に該当しないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしていないこと。
- (8) 役員が、過去5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。
- (11) 保健福祉、防災等地域福祉の幅広い分野・施策において、市及び圏域内の地域団体等と連携できること。
- (12) 市が開催する募集説明会に出席すること。